

議案第 2 号

富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成25年 6 月 4 日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第 3 号）の施行に伴い、国民健康保険税の軽減措置の判定に用いる所得金額の算定に係る特例の恒久化、特定継続世帯に係る軽減措置の創設、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡所得の課税の特例に関する規定等を整備するため、条例の一部を改正するものである。

富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

富津市国民健康保険税条例（昭和46年富津市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第1号中「の属する月以後5年を経過するまでの間に限り、同日」を削り、「属する世帯」の次に「であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの」を、「において同じ。）」の次に「及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第5条の6、第11条及び第14条の2において同じ。）」を加え、同条に次の1号を加える。

（3） 特定継続世帯 19,500円

第5条の6第1号中「特定世帯」の次に「及び特定継続世帯」を加え、同条に次の1号を加える。

（3） 特定継続世帯 4,500円

第11条第1号イ(ア)中「特定世帯」の次に「及び特定継続世帯」を加え、同号イに次のように加える。

（ウ） 特定継続世帯 13,650円

第11条第1号エ(ア)中「特定世帯」の次に「及び特定継続世帯」を加え、同号エに次のように加える。

（ウ） 特定継続世帯 3,150円

第11条第2号イ(ア)中「特定世帯」の次に「及び特定継続世帯」を加え、同号イに次のように加える。

（ウ） 特定継続世帯 9,750円

第11条第2号エ(ア)中「特定世帯」の次に「及び特定継続世帯」を加え、同号エに次のように加える。

（ウ） 特定継続世帯 2,250円

第11条第3号イ(ア)中「特定世帯」の次に「及び特定継続世帯」を加え、同号イに次のように加える。

（ウ） 特定継続世帯 3,900円

第11条第3号エ(ア)中「特定世帯」の次に「及び特定継続世帯」を加え、同号エに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 900円

第14条の2第2項第1号中「受けない」の次に「特定継続世帯以外の世帯の」を加え、同項第2号中「受ける」の次に「特定継続世帯以外の世帯の」を加え、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第11条各号の規定の適用を受けない特定継続世帯の場合 次のアからエの

項目ごとに定める額の合算額

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 第5条に規定する国保課税被保険者1人について定める額に2分の1を乗じて得た額に当該世帯に属する旧被扶養者の人数を乗じて得た額

イ 基礎課税額に係る世帯別平等割額 第5条の2第1号に規定する額に4分の1を乗じて得た額

ウ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 第5条の5に規定する国保課税被保険者1人について定める額に2分の1を乗じて得た額に当該世帯に属する旧被扶養者の人数を乗じて得た額

エ 後期高齢者支援金等課税額に係る世帯別平等割額 第5条の6第1号に規定する額に4分の1を乗じて得た額

第14条の2第2項に次の1号を加える。

(4) 第11条第3号の規定の適用を受ける特定継続世帯の場合 次のアからエの

項目ごとに定める額の合算額

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 第5条に規定する国保課税被保険者1人について定める額に2分の1を乗じて得た額から第11条第3号アに規定する国保課税被保険者1人について定める額を控除して得た額に当該世帯に属する旧被扶養者の人数を乗じて得た額

イ 基礎課税額に係る世帯別平等割額 第5条の2第1号に規定する額に10分の1を乗じて得た額

ウ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 第5条の5に規定する国保課税被保険者1人について定める額に2分の1を乗じて得た額から第11条第3号ウに規定する国保課税被保険者1人について定める額を控

除して得た額に当該世帯に属する旧被扶養者の人数を乗じて得た額

エ 後期高齢者支援金等課税額に係る世帯別平等割額 第5条の6第1号に
規定する額に10分の1を乗じて得た額

附則第18項中「附則第44条の2第3項」を「附則第44条の2第4項及び第5項」
に、「第36条」を「第35条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第18項の改正規定は、平成
26年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 次項に定めるものを除き、改正後の富津市国民健康保険税条例（以下「新条例」
という。）の規定は、平成25年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、
平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第18項の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税につい
て適用する。